

## 中城湾港（新港地区）モーターポール使用者募集要項

令和8年2月2日

沖縄県土木建築部港湾課

沖縄県は、中城湾港（新港地区）モーターポール（以下、「MP」という。）の使用者について、次のとおり募集します。

### 1 使用者を募集する施設の概要

- (1) 場 所：うるま市字州崎 13-7 番地 中城湾港（新港地区）東ふ頭
- (2) 面 積：11,836 m<sup>2</sup>
- (3) 募 集 区 画：1 区画 (R7-A 区画)
- (4) 構 成 施 設：アスファルト舗装、侵入防止フェンス、門扉
- (5) 月 額 使用 料：11,836 m<sup>2</sup> × 110 円 (1 m<sup>2</sup>/月) = 1,301,960 円/月 (消費税込み)
- (6) 使用 開 始 日：令和8年5月1日（予定）
- (7) 使用 可 能 期 限：令和13年4月30日

※MP 詳細については、別紙図面を参照のこと。

※使用料は沖縄県港湾管理条例に定める野積場使用料（専用使用）によるものとする。



## 2 応募資格及び応募条件

次に掲げる要件を全て満たすこと

- (1) 単独で応募する場合は、沖縄県内に本店、または支店、もしくは営業所を置く者であること。共同企業体で応募する場合は、代表者となる者が沖縄県内に本店、または支店、もしくは営業所を置く者で、かつ下記1)～3)の要件も満たすこと。
- 1) 代表者となる者（出資額の割合が最大のものをいう。）を決定すること。
  - 2) 共同企業体については、建設業界で通常に行われている共同企業体の方式に準じて構成すること。
  - 3) 各構成員が「2 応募資格及び応募条件」の(2)から(9)を満たすこと。
- (2) MP を港湾貨物（完成自動車等）の一時保管を目的として使用し、中城湾港（新港地区）の海上輸送の増進に繋がるものであること。

※MP は、中城湾港（新港地区）の岸壁を利用した貨物の積み卸しに伴う運送途上の一時的な保管（洗車・簡易な整備やバンニングなど流通過程で必要となる作業や、運送に必要なキャリアーカーやシャーシ、コンテナなどの輸送機器の保管を含む）を目的とする施設であり、長期保管や運送途上の一時保管以外を主目的とする場所としての利用（自動車販売、レンタカー事業、自動車整備工場、不特定多数が来場する常設オーナークション会場など）はできない。

※なお、MP で保管する貨物の海上輸送については、中城湾港（新港地区）の利用を基本とするが、仕向地や荷姿等のやむを得ない事由によっては、一部に限り他の港湾を利用しても差し支えない。

- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 港湾施設使用料の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。
- (6) 民事再生法による再生手続又は会社更正法による更正手続き中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 役員が暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。

## 3 応募・使用にあたっての留意事項

- (1) MP の使用可能期限は令和 13 年 4 月 30 日までとする。但し、使用可能期間中であっても、沖縄県港湾管理条例第 4 条（港湾施設使用上の規制）に基づき、港湾施設の保全または機能の確保のために必要がある場合は、当該 MP の使用を禁止し、又は制限する場合がある。
- (2) 使用者は、沖縄県港湾管理条例に基づき、使用許可を受け、使用料を納入のうえ、当該 MP を使用することができる。
- (3) 使用可能期間の期限を待たずに、途中で MP の使用を終了する場合は、少なくとも 3

か月前までに MP 使用の終了について県に報告すること。

- (4) 事業計画上、使用可能期間内に複数区画(既供用区画を含む)が必要となる場合は、応募申請書の事業計画書に海上輸送する完成自動車台数やこれを踏まえた区画使用時の作業内容及びレイアウト、輸送スケジュールなどを示す内容を記載すること。
- (5) MP における貨物は「完成自動車」とする(新車、中古車を問わない)。ただし、「完成自動車」を主な貨物とし、付帯的に部品、シャーシ及びコンテナ貨物を取り扱うことも可能とする。
- (6) 中城湾港(新港地区)東ふ頭出入口のゲート開閉は、現在は以下の時間を基本としている。この時間外に出入りする場合は、事前に沖縄県中部土木事務所中城湾港管理所(以下、「管理所」という。)の了解を得ること。
- ・東ふ頭西側ゲート(第10ゲート):開門 5:00、閉門 23:30
  - ・東ふ頭東側ゲート(第12ゲート):常時閉門、開門には要申請(開門可能時間は 8:00-17:00 の間)
- (7) MP は舗装され、侵入防止フェンス及び門扉は暴風時の風荷重も考慮した設計を行い、また防砂ネットが設置されているが、一時保管される貨物等の品質及びセキュリティを保証するものではないため、必要に応じて使用者で対策を行うこと。なお、沖縄県は、地震、台風、水害、火災等の天災その他不可抗力により発生した MP の使用に伴う使用者の損害について、賠償する義務を負わない。バッテリー充電作業等の際、火災が発生した場合に備え、事前に消火器を備えること。
- (8) MP の使用者は、MP を使用するに当たり、善良な管理者の注意をもって維持し、使用しなければならない。使用者が善良な管理を怠り、MP の構成施設を滅失し又は損傷したときは、沖縄県の指示に基づき自己の負担においてこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。なお、MP 内の保管物品は、使用者が管理するものとし、汚損、盜難等、不測の事態が生じた場合であっても沖縄県はその責任を負わない。
- (9) 区画境界のフェンス等設置の対応は、使用者間の調整により行うこと。区画間に設置している移動式フェンスについては、今後の使用状況により移動する場合がある。
- (10) MP の出入口ゲートの管理は、使用者により行うこと。ただし、鍵の施錠などを行う場合は、その一錠を管理所に提出すること。
- (11) MP 内には、沖縄県港湾管理条例、沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等の関係法令に基づき、構築物を設置することができる。ただし、使用終了後は原則として原状回復しなければならない。
- (12) MP 内で洗車を行う場合は、水洗いを原則とし水は使用者で確保すること。また、洗車により油分等が発生する場合は、港湾施設外や海域へ流出しないよう対策を講じること。
- (13) MP は今後も拡張整備やフェンス整備を計画しているため、整備工事の実施に協力すること。また、MP 拡張に伴い、区画の形状等を変更する可能性がある。
- (14) 使用者が提出した事業計画書の履行状況の確認および MP の整備効果を把握し今後の MP 整備等の参考とするため、事業者の使用開始後、県が別途定める様式及び方法により、当該 MP の使用状況等を報告すること。

- (15) 使用者は、事業計画書で掲げた事項を履行できるよう最大限努めること。なお、当該MPの使用状況等が「2 応募資格及び応募条件」「3 応募・使用に当たっての留意事項」に適合していない場合や、使用者が提出した事業計画書に記載された取り組みと使用実態に乖離が見られる場合は、沖縄県は使用者に対して、一定期間内に改善計画の提出及び実施を勧告することができるものとする。また、使用者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、沖縄県はMPの使用可能期間を短縮することができるものとする。
- (16) 「野積場使用料」は、1月以上の専用使用として1m<sup>2</sup>あたり1月につき110円とする。(ただし、今後条例の改正等に伴い変更となる場合がある。)当該使用料は前納で不還付とする。(日割り計算に関する規定はない。)
- (17) その他、使用については関係法令に準じるものとする。

#### 4 使用申込から使用開始までの手続き及びスケジュール

- (1) 募集要項の公表・配布 令和8年2月2日(月)
- (2) 募集開始 令和8年2月2日(月)
- (3) 質問締切 令和8年2月20日(金)17時
- (4) 募集締切 令和8年3月2日(月)15時
- (5) 選定結果公表 令和8年3月20日(金)(予定)
- (6) 使用開始 令和8年5月1日(金)(予定)

#### 5 募集期間

令和8年2月2日(月)から令和8年3月2日(月)15時まで

#### 6 応募方法

- (1) 応募先：応募申請書(別紙様式)に関係書類を添えて、沖縄県土木建築部港湾課計画調査班(県庁舎10階)に持参すること。(※郵送での受付不可)
- (2) 提出部数：2部(原本1部、副本1部)
- (3) 受付期間：令和8年2月2日(月)から令和8年3月2日(月)  
午前9時から午前12時、午後1時から午後3時  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

(4) その他

応募にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 7 使用者の選定方法

- (1) 募集期間内に応募した者について、書類選考により使用者を選定する。
- (2) 選定に当たっては、中城湾港(新港地区)の産業支援港湾としての機能強化のため、自動車貨物の集貨及び海上輸送の増進に繋がる実現性のある事業計画を有すること、またMPを効果的に活用し適切な管理を行うこと等を評価ポイントとする。
- (3) 選定結果は、個別に応募者に連絡するとともに、港湾課ホームページに掲載する。

- (4) 事業計画書の作成と評価に関する詳細については、別紙「事業計画書の作成及び評価要領」、「事業計画書の評価の着眼点及び評価点」による。
- (5) 事業計画の各設問については、全て記載すること。1問でも記載されていない場合、当該事業計画は使用者の選定に係る評価の対象としない。ただし、設問内容が実績の記載を求めるものであり、応募者がその実績を有していない場合については、この限りではない。
- (6) 選定された使用者は、使用開始日から MP 内における貨物の一時保管等の使用を開始することとするが、仮設物の搬入等のため使用開始日以前に MP を使用する必要がある場合については、別途協議を行うこととする。

## 8 応募書類等に対する質問及び回答

応募書類等について質問をすることができる。

### (1) 受付期間、提出方法等

ア 受付期間：令和8年2月2日（月）から令和8年2月20日（金）

午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

イ 場所 : 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県庁 10 階

沖縄県土木建築部港湾課 計画調査班

E-mail : aa062006@pref.okinawa.lg.jp

電話 : 098-866-2395

ウ 提出方法 : 別紙質問票（様式1）により、上記イのメールアドレスあて電子メールまたは持参により提出すること。

エ 回答の方法 : 後日、港湾課ホームページに掲載する。